野田市太陽光発電設備の適正な設置等に関する条例の一部を改 正する条例(案)の概要について

1 改正の目的

平成31年4月1日から野田市太陽光発電設備の適正な設置等に関する条例を 施行し、太陽光発電事業が適正に行われるように助言及び指導をしてきました。 施行後1年半が経過し、更なる適正な管理を図るため、必要な改正を行おうとす るものです。

2 改正案の主な内容

(1) 設置事業の周知等【第7条】

(改正案)

(現条例)

(設置事業の周知等)

- 第7条 事業者は、次条第1項の規定に よる届出を行う前に、地域住民等に対 し、同項各号に掲げる事項、当該設置 事業の工事に係る施工方法及び安全対 策その他周知すべき事項を周知すると ともに、地域住民等に意見を提出する 機会を付与するため、説明会を開催し なければならない。
- 2 前項の規定により説明会を開催した ときは、速やかに報告書を市長に提出 しなければならない。
- 会の開催及び戸別訪問等により、地域 住民等の理解を得るよう努めなければ ならない。
- 4 事業者は、設置事業に着手しようと する日の 60 日前から当該設置事業が 完了する日まで、規則で定める看板を 事業区域内の見やすい場所に設置しな ければならない。

- (設置事業の周知等)
- 第7条 事業者は、次条第1項の規定に よる届出を行う前に、地域住民等に対 し、同項各号に掲げる事項、当該設置 事業の工事に係る施工方法及び安全対 策その他周知すべき事項を周知すると ともに、地域住民等から当該設置事業 に係る説明会の開催の要請があったと きは、これに応じなければならない。
- 3 事業者は、<u>第 1 項の規定による説明 2</u> 事業者は、<u>前項の周知又は説明会の</u> 開催により、地域住民等の理解を得る よう努めなければならない。
 - 3 事業者は、設置事業に着手しようと する日の 60 日前から当該設置事業が 完了する日まで、規則で定める看板を 事業区域内の見やすい場所に設置しな ければならない。

【説明等】

現行条例では、説明会の開催について「設置事業前に地域住民等から要請があ ったときに開催」するものとして規定していますが、周知看板だけでは地域住民 等への周知が十分ではない案件があったことから、設置事業に着手する前に説明 会を開催すること及び説明会の報告書を速やかに提出することを義務化するものです。

報告書には、開催日時のほか、説明会における地域住民等から意見及び要望の内容を記載させるものとします。

また、「地域住民等の理解を得るよう努める」という観点から、説明会を欠席 された方がいる場合には、戸別説明等により周知し、意見を聞く機会を設けた上 で、その報告を求めるものとします。

【参考】

(事業に関する遵守事項)

- 第11条 事業者は、設置事業及び発電事業の実施に当たっては、規則で定める 事項を遵守しなければならない。
- 2 事業者は、発電事業の開始の日から当該発電事業が終了する日まで、規則で 定める看板を事業区域内の見やすい場所に設置しなければならない。

条例第11条第1項では、太陽光発電事業者に対し、設置事業及び発電事業に係る遵守事項については、規則で定めることを規定しています。

今回のパブリックコメント手続による意見募集の対象とはなりませんが、条例の改正に 併せて、次のとおり規則の改正を行います。

【規則の改正概要】

経済産業省では、太陽光発電設備の適切な廃棄について対応するため、電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法施行規則(平成24年経済産業省令第46号。以下「特措法施行規則」という。)第5条第1項第7号の規定により義務付けている運転費用報告について、平成30年に廃棄費用に関する項目を追加しました。

そこで、市においても廃棄費用に係る情報について、特措法施行規則第5条第1 項第8号の規定による事業計画書の確認に加え、発電事業開始後においても、国に 提出する報告書の写し及び当該報告書に係る積算資料を国に提出後速やかに市に提 出させることで、定期的に確認することなどを規則で定めます。

【参考】

- 電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法施行規則(抜粋) (認定基準)
- 第5条 法第9条第3項第1号の経済産業省令で定める基準は、次のとおりとする。
 - 第1号~第6号 (略)
 - 第7号 当該認定の申請に係る再生可能エネルギー発電設備を用いて発電した再生可能エネルギー電気の量に関する情報及び当該発電設備の運転に要する費用に関する情報その他の当該認定の申請に係る再生可能エネルギー発電事業の実施に関する情報について、経済産業大臣に対して提供するものであること。

第8号 当該認定の申請に係る再生可能エネルギー発電設備(以下この号において「発電設備」という。)の廃棄その他の当該認定の申請に係る再生可能エネルギー発電事業を廃止する際の発電設備の取扱いに関する計画が適切であること。

第9号~第15号 (略)

2 (略)

3 改正条例の施行について

改正条例は、令和3年7月1日から施行し、同日以後に設置事業に着手する太陽光発電設備について適用する予定です。